

令和 2年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名： 少子政策課

担当名： 施設運営・人材確保担当

内線： 3333

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B93	施設型給付費負担金			一般会計	民生費	児童福祉費	児童措置費	施設型給付費負担金	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	子ども・子育て支援法第67条			宣言項目	01	結婚・出産・子育ての希望実現	
					分野施策	010102	子育て支援の充実		
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を幼稚園や保育所等に入所させ、児童の健全な育成を図る。 また、幼児教育・保育無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる事務費について市町村へ補助する。</p> <p>(3) 幼児教育無償化 △763,049千円 システム改修費・事務費に係る市町村の所要額が当初見込みを下回ったことによる減</p>			<p>(1) 事業内容 ア 保育所等負担金 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき市町村が保育の必要性の認定を受けた児童を保育所等に入所させた場合、私立保育所等に限り児童福祉法第55条及び子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。 イ 幼稚園等負担金 子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき教育標準時間認定を受けた児童を施設型給付を受ける幼稚園等に入園させた場合、私立幼稚園等に限り子ども・子育て支援法第67条の規定により所要経費の1/4を義務負担する。 ウ 幼児教育無償化 幼児教育・保育無償化の実施にあたり必要となる事務費について市町村へ補助する。</p> <p>(2) 事業計画 「埼玉県子育て応援行動計画」において、特定教育・保育施設の受入枠を236,615人(平成27年度)から244,916人(平成31年度)に拡大することとしている。</p> <p>(3) 事業効果 教育又は保育の必要性の認定を受けた児童を入所させることにより、女性の子育てと仕事の両立及び児童の健全な育成が図られる。</p> <p>(4) その他 平成31年4月の子ども・子育て支援法施行令改正により、0～2歳児の給付費への事業主拠出金充当割合が10.4%に引き上げられた。(平成30年度は5.75%)</p> <p>(5) 補正予算の概要 幼児教育・保育無償化に係るシステム改修費・事務費の市町村所要額が当初見込みを下回ったことによる減</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>事業主体：市町村 負担区分：国1/2(県1/4)市町村1/4</p>									
3 地方財政措置の状況									
あり									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1.0人=9,500千円									
予算額		財源内訳						一般財源	補正後の 予算額
決定額	△763,049	繰入金						0	25,520,777
現計額	26,283,826		1,202,086					25,081,740	